

令和5年横審第7号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和4年10月20日04時30分
東京都父島烏帽子岩西岸
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 漁船A
総 ト ン 数 10.81トン
登 録 長 11.95メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
出 力 496キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和56年11月に進水した船体中央やや船尾寄りに操舵室、同室前方4か所に魚倉、後部甲板にラインホーラーを設けたまぐろはえ縄漁業に従事するFRP製漁船で、操舵室前部中央に舵輪、同室左舷側にGPSプロッター、機関遠隔操縦レバー及び自動操舵装置、操舵室右舷側にレーダー及び無線方位測定機、同室前部上段には魚群探知機及び漁業無線をそれぞれ装備し、舵輪後方には椅子代わりに渡し板があり、同渡し板の右舷側にベッドを設け、a受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首0.8メートル船尾1.6メートルの喫水をもって、令和4年10月15日20時00分東京都二見港を発し、東京都弟島西方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、23時00分頃前示漁場に到着したのち、投縄と揚縄を繰り返しながら操業を行い、越えて19日13時頃操業を終えたところで、天候が悪化したことと水揚げ時刻が決まっていることにより、東京都西島南東方沖合にて翌朝まで漂泊して待機することにした。

a受審人は、翌20日漂泊を終え、漁場を発進してレーダー及びGPSプロッターを作動させ、舵輪後方の渡し板に腰を掛けて操船に当たり、04時00分二見港防波堤灯台（以下「二見港灯台」という。）から279度（真方位、以下同じ。）2.5海里の地点で、二見港第3号灯浮標に向けて針路を120度に定め、折からの風潮流により左方に5度圧流されながら、4.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵によって進行して帰途に就いた。

04時05分僅か前a受審人は、腰を掛けたままベッドにもたれて左舷側を向いた姿勢で操船に当たり、二見港灯台から277度2.2海里の地点に達したとき、周囲に他船を認めなかったことから気が緩んで眠気を催したが、今まで多少の眠気を感じても居眠りをしたこと

がなかったので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく続航した。

こうして a 受審人は、同じ姿勢を続けていつしか居眠りに陥り、二見港港口の烏帽子岩西岸の浅所に向かう態勢となって進行し、04時30分二見港灯台から238度1,520メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は雨で風力2の南南西風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、付近には北方に向かう弱い潮流があった。

乗揚の結果、船底に破口等を生じ、のち廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、父島西方沖合において、二見港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、烏帽子岩西岸の浅所に向かう態勢となって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、父島西方沖合において、二見港に向けて帰航中、渡し板に腰を掛けてベッドにもたれて左舷側を向いた姿勢で操船に当たり、気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、今まで多少の眠気を感じても居眠りをしたことがなかったので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、いつしか居眠りに陥り、烏帽子岩西岸の浅所に向かう態勢となって進行して同浅所への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か

月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年9月13日

横浜地方海難審判所

審判官 丸 田 稔